

開催・平成26年10月15日

所管部課	福祉部 臨時福祉給付金等担当	部長	吉沢 寿子	東
	子ども生活部 子育て支援課	部長	榎本 豊	榎
件名	臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に係る申請受付期間の延長について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関	企画課、財政課、文書課、情報管理課、市民課、保険年金課、課税課、子育て支援課、高齢介護課、生活福祉課、障害福祉課、会計課		
1. 要旨				
<p>消費税率の引き上げに際し、低所得者及び子育て世帯に与える負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金を支給している。</p> <p>申請期間については、申請受付開始日から3か月を基本とし、最長6か月を限度に市町村において決定することとなっており、本市では、7月1日(火)から10月17日(金)までとしていた。</p> <p>他市の申請状況や動向等を踏まえ、臨時福祉給付金支給要領第3の2(2)及び子育て世帯臨時特例給付金要領第4の2(2)の規定に基づき、申請期間を延長するものである。</p> <p>(1) 変更後の申請期間 平成26年7月1日(火)から12月26日(金)まで</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日</p> <p>(3) 影響及び効果 より多くの対象者に対して給付金を支給することができることから、申請率、支給率の向上が期待できる。</p>				
2. 経過(現時点に至るまでの経過)				
<p>平成26年 9月 5日 副市長調整</p> <p>平成26年10月 9日 副市長指示伺い</p>				
3. 留意事項(問題点等)				
<p>臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に関する問合せ及び申請は減少しているため、11月以降については、会議棟にて行っている受付窓口は廃止し、所管である福祉推進課、子育て支援課でそれぞれ対応する。</p> <p>また、このことに伴い、臨時福祉給付金事業を実施するために設置した職を廃止するとともに、職員の兼任を解く必要がある。</p>				
4. 主管部処理案(検討結果等)				
<p>庁議終了後、申請期間の延長について、市民へ周知する。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。